

## ～次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画～

### 1. 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

### 2. 内容

#### 【目標 1】

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業制度、労働基準法に基づく産前産後の休暇など諸制度の周知を行う制度を導入する。

#### 《対策》

社員への具体的なニーズを調査し、検討を開始する。

社内に広報し、諸制度の周知・啓発を実施し、また管理職を対象とした研修を実施する。

#### 【目標 2】

所定外労働の削減に向けた措置を実施する。

#### 《対策》

社内において検討会を設置し、所定外労働の削減方法の検討を開始する。

社内に広報し、所定外労働の削減措置の周知・啓発を実施し、また管理職を対象とした研修を実施する。